

受動喫煙対策に関する支援のご案内

● 喫煙室設置などの技術的な相談

事務所や店舗など事業場における喫煙室等の設置などの技術的な内容について、専門家が電話相談を行っています。企業の研修や団体で開催する説明会などに講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

● 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

健康増進法で義務付けられる事項と労働安全衛生法の努力義務により、事業者が実施すべき事項をまとめたガイドラインが策定されています。これを参考に、施設ごとの実情に応じて、受動喫煙対策を進めましょう。

● 受動喫煙防止対策助成金

既存特定飲食提供施設の事業主が行う、喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行います。(助成率2/3(主たる業種の産業分類が飲食店以外は1/2)、上限額100万円)

上記3項目について詳しくは厚生労働省労働局のホームページをご確認ください。



厚生労働省労働局HP▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zenzen/kitsuen/index.html

● 特別償却または税額控除制度による税制措置

2021年3月31日までに、認定経営革新支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用が認められます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>



● 生業受動喫煙防止対策助成金

労働者災害補償保険による助成適用外(いわゆる「一人親方」)となる生活衛生関係営業者であり、既存特定飲食提供施設の事業主が行う、喫煙室の設置などにかかる経費に対して助成を行っています。(助成率2/3、上限額100万円)

詳しくは(公財)全国生活衛生営業指導センターのホームページをご確認ください <http://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

受動喫煙対策に関する詳細は厚生労働省のコールセンターをご活用ください。

「受動喫煙対策に係るコールセンター」 厚生労働省設置

電話番号 **0120-251-262** (受付時間9:30~18:15(土日・祝日は除く))
主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

お問い合わせ先一覧

相談窓口	電話番号	所在地	所轄する市町村
村上保健所	0254-53-8368	〒958-0864 村上市肴町10-15	村上市、関川村、粟島浦村
新発田保健所	0254-26-9132	〒957-8511 新発田市豊町3-3-2	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
新津保健所	0250-22-5174	〒956-0032 新潟市秋葉区南町9-33	五泉市、阿賀町
三条保健所	0256-36-2292	〒955-0046 三条市興野1-13-45	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
長岡保健所	0258-33-4931	〒940-0857 長岡市沖田3-2711-1	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町
魚沼保健所	025-792-8612	〒946-0004 魚沼市大塚新田116-3	魚沼市
南魚沼保健所	025-772-8137	〒949-6680 南魚沼市六日町620-2	南魚沼市、湯沢町
十日町保健所	025-757-2401	〒948-0054 十日町市高山857	十日町市、津南町
柏崎保健所	0257-22-4112	〒945-0053 柏崎市鏡町11-9	柏崎市、刈羽村
上越保健所	025-524-6132	〒943-0807 上越市春日山町3-8-34	妙高市、上越市
糸魚川保健所	025-553-1933	〒941-0052 糸魚川市南押上1-15-1	糸魚川市
佐渡保健所	0259-74-3403	〒952-1555 佐渡市相川二丁目浜町20-1	佐渡市
新潟市保健所	025-212-8166	〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3-3-11	新潟市
新潟県健康づくり支援課	025-280-5199	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1	新潟県内(新潟市を除く)



2020年4月1日から 2人以上の人が利用する

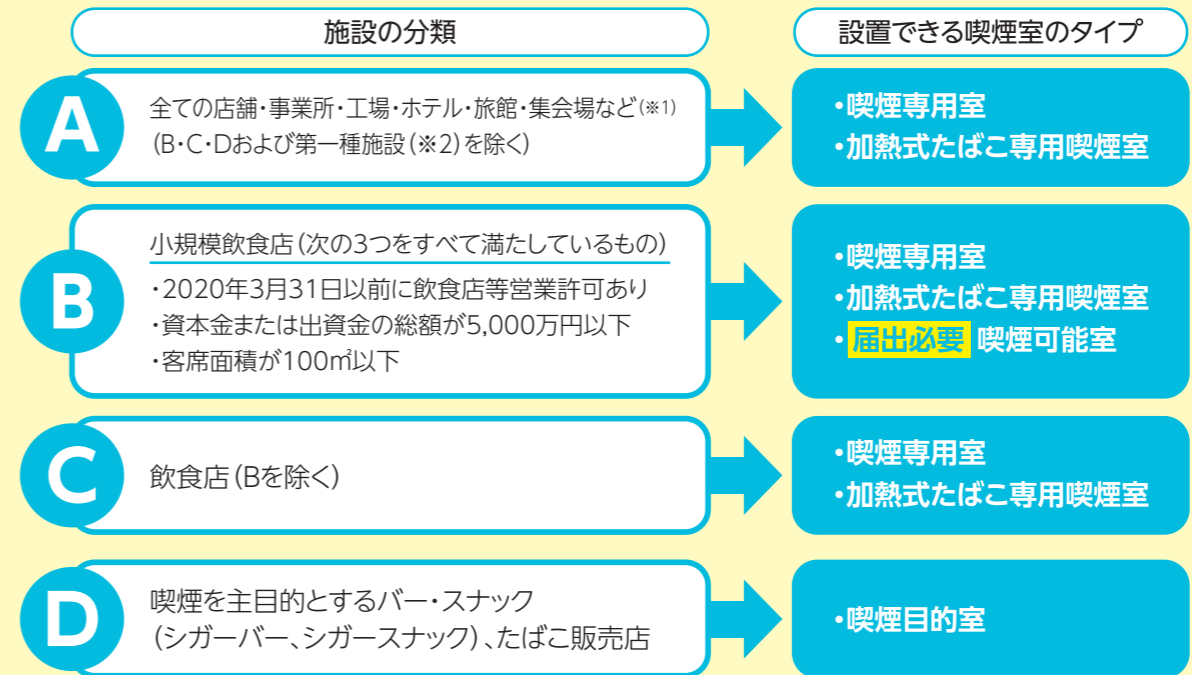
すべての施設は、 原則屋内禁煙です



健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、施設管理権原者等の責務となります

一定の基準を満たす場合は喫煙室を設置可能 ※これらを推奨するものではありません。

施設の分類による設置可能な喫煙室のタイプは?



喫煙室のタイプに応じた
守るべき基準は、次ページをご覧ください。

※1 ホテルや旅館の客室(個室)、居住場所などのプライベートな屋内は除きます。
※2 学校・保育園・病院・行政機関の庁舎など(第1種施設)については、2019年7月1日から敷地内禁煙となっています。(ただし、特定屋外喫煙場所を設置することができます。)

屋内に喫煙室を設置する場合の義務



- 喫煙エリアは20歳未満立入禁止
- 施設の出入口及び喫煙室の出入口に喫煙室のタイプに応じた標識の掲示が必要
- 喫煙室外への煙の流出防止措置が必要(詳細は下記参照)

喫煙室設置の技術的基準 (以下のすべてを満たす必要があります)

- 喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上あること
- 喫煙室からたばこの煙が室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること

管理権原者の責めに帰することができない事由(建物等の構造上、屋外排気が困難な場合)によって上記基準を満たすことができない場合のみ、「脱煙機能付き喫煙ブース」(性能要件あり)を設置することも可能とされています。(経過措置)

標識の
ダウンロードが
できます



<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>



お問い合わせ

新潟県福祉保健部健康づくり支援課 成人保健係 TEL: **025-280-5199**

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

FAX: 025-285-8757

URL <https://www.kenko-niigata.com/tobacco/zyudoukituen/1059.html>



お店や事務所などの種類で設置できる喫煙室が違います

「喫煙専用室」

A・B・Cの施設で設置できます

- ・喫煙が可能
- ・飲食や業務を行うことは禁止
(飲食用の自販機やテレビの設置も不可)



「加熱式たばこ専用喫煙室」

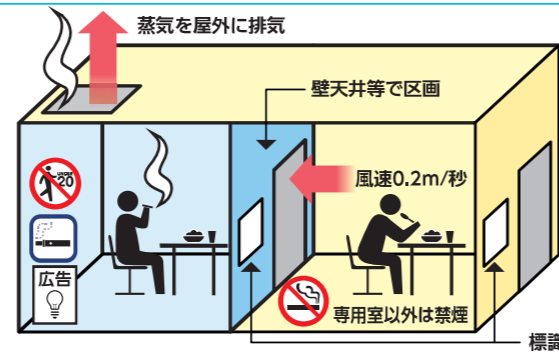
A・B・Cの施設で設置できます

- ・喫煙が可能(加熱式たばこ限定)
- ・飲食や業務も可能

【設置する場合のきまり】

- ・広告・宣伝の際には「加熱式たばこ専用室」が設置されていることを明示する必要があります。

※加熱式たばこは、たばこの葉を加熱することで発生する蒸気を吸引するものです。



「喫煙可能室」

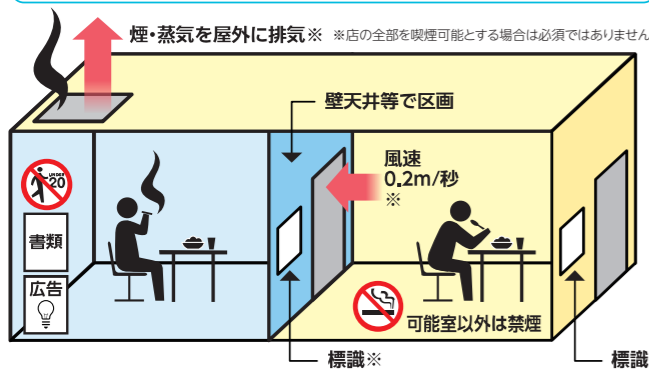
※一部の飲食店のみ経過措置

Bの施設でのみ設置できます

- ・喫煙が可能
 - ・飲食や業務も可能であり、施設全体を喫煙可能室とすることも可能
- 【設置する場合のきまり】
- ・広告・宣伝の際には「喫煙可能室」が設置されていることを明示する必要があります。
 - ・管轄保健所への届出と指定書類*を備えておく必要があります。

*【指定書類の例】

- ・開店年月日が分かる書類・飲食店営業許可証など
- ・店舗の図面(側面の長さ等が記載されているもの)など
- ・資本金額や出資総額が記載された登記・賃借対照表・決算書・企業パンフレットなど



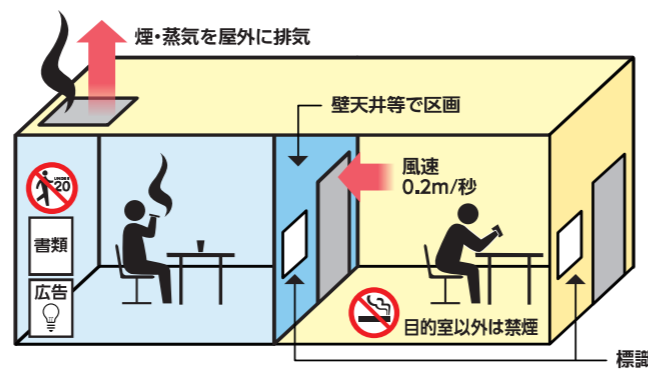
「喫煙目的室」

Dの施設でのみ設置できます

- ・喫煙が可能
- ・たばこ販売許可があり、主食を主として提供していないお店が設置可能
- ・飲食や業務が可能であり、施設全体を喫煙目的室とすることも可能

【設置する場合のきまり】

- ・広告・宣伝の際には「喫煙目的室」が設置されていることを明示する必要があります。
- ・たばこの販売許可通知書(原本または写し)をお店に備え付けておく必要があります。



全ての施設が守るべき義務があります！

- 喫煙が禁止されている場所に、使用できる状態で灰皿などの器具や設備を設置することはできません。
- 喫煙室以外の場所で、たばこを吸っている(吸おうとしている)人がいたら、吸うのをやめるか、その場から退出することを求めるよう努めてください。
- 施設の外に喫煙所を設ける場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣家の近くを避けるなど、受動喫煙が生じないように配慮してください。

既存の小規模飲食店が喫煙可能室を設置する場合は、保健所に**届出が必要**です。

小規模飲食店(B)は、店内の全部または一部を喫煙可能とする喫煙可能室が設置できる経過措置があります。下記の3つ全ての項目を満たす飲食店はこの経過措置の適用を受けることができますが、保健所への届出が必要です。

- ☑ 2020年3月31日以前に飲食店等営業許可あり
- ☑ 資本金または出資金の総額が5,000万円以下
- ☑ 客席面積が100㎡以下



喫煙可能室の届出について

届出様式 「喫煙可能室設置施設 届出書」に必要事項を記入し、押印の上ご提出ください。
※届出にあたっては、「喫煙可能室設置施設届出に関する自己チェックリスト」を添付ください。
様式は下記新潟県ホームページからダウンロードが可能です。
<https://www.kenko-niigata.com/tobacco/zyudoukituen/1059.html>



健康にいがた 21

届出先・方法 裏面の管轄保健所へ郵送(切手代はご負担ください)または窓口へご提出ください。

その他 届出内容に変更が生じた場合は、届出書に変更事由を証明できる書類を添えてご提出ください。また喫煙可能室を廃止した場合も届出が必要です。届出方法など詳しくは新潟県ホームページをご確認ください。

Q. 標識はどこに掲示したらよいですか？

A. 施設内に喫煙ができる室を設けている場合は、施設の主たる出入口のわかりやすい場所及び喫煙ができる室の出入口付近にそれぞれ標識を掲示してください。標識はご自身でダウンロードするなどしてご用意ください。

Q. 時間分煙は可能ですか？

A. 禁煙の場所を時間によって喫煙可とする「時間分煙」は認められません。喫煙可の場所を時間によって禁煙とすることはできませんが、施設の取扱いは変わらず、喫煙可の場所は禁煙時間中も20歳未満の方(従業員を含む)は立入禁止です。

Q. 管理権原者と管理者の違いは何ですか？

A. 管理権原者とは、施設における設備改修等の判断や決定を行う立場にある者をいいます。一方で、管理者とは、事実上、現場の管理を行っている者をいいます。健康増進法においては、施設の管理権原者及び管理者に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じます。届出の際には、管理権原者が記名、押印の上、届出を行う必要があります。

Q. 個室の飲食スペースや宴会場で喫煙できますか？

A. 望まない受動喫煙を防ぐ観点から、多数の方が使う場所であるため、禁煙となります。その場所を利用する方が求めても、灰皿などの喫煙器具や設備等を提供することは義務違反となります。

Q. 屋外での喫煙はできますか？

A. 第二種施設の屋外は健康増進法では規制対象外ですが、事業者が喫煙できる場所を設置する際には、受動喫煙を生じさせないように配慮する義務が規定されています。屋外で喫煙する場合であっても出入口付近を避け、歩行者・近隣住民などに受動喫煙が生じないように配慮してください。なお、屋外に灰皿等を設置すると、施設利用者以外の方の灰皿の使用も考えられますので、その場合も受動喫煙が生じないように配慮が必要です。

Q. 飲食店等営業許可日が2020年4月1日以降の飲食店はどうなりますか？

A. 既存の小規模飲食店には該当しないため、屋内禁煙・喫煙専用室の設置・指定たばこ専用喫煙室の設置・喫煙目的室の設置のいずれかを選択します。

保健所が立入検査を行うことがあります。健康増進法で定められた様々な義務に違反すると罰則が科せられることがあります。

相談先や各種情報は次ページをご覧ください